

指定訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業重要事項説明書

当事業所は契約者に対して指定訪問介護サービス・介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業を提供します。

事業所の概要、提供されるサービスの内容等、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

事業の目的	要介護又は要支援・事業対象状態にある方に対し、介護保険法で定める訪問介護サービスを提供し、利用者が有する能力に応じて可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する。	
運営の方針	事業の実施に当たっては、利用者である要介護、または要支援事業対象者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場にたったサービスの提供に努める。	
事業者	名称	有限会社 あ い
	代表者	松井 兼道・中谷 淳一
	所在地	各務原市鵜沼各務原町9丁目206番地
	電話・FAX	TEL(058)372-3071 FAX(058)372-3074
	設立年月日	平成11年8月12日
サービス事業所	名称	訪問介護 あ い
	管理者	廣瀬 武志
	所在地	各務原市鵜沼各務原町9丁目206番地
	電話・FAX	TEL(058)372-3071 FAX(058)372-3074
	指定事業者番号	2170500785
	指定年月日	平成15年7月17日
	サービス提供地域	通常事業の実施地域 各務原市 各務原市近郊2 ^キ 以内
	営業日	12月30日～1月3日を除く全日
	営業時間	8:30～17:00 サービス提供時間 8:00～20:00
業務体制	サービス提供責任者	常勤 4名
	訪問介護職員	15名以上
	事務職員	非常勤 1名

サービス内容	<p>介護保険法で定める訪問介護のサービス内容に限られる。</p> <p>(1)身体介護 食事介助、入浴介助、排泄介助、体位変換、清拭、移動介助、整容介助等</p> <p>(2)生活援助 調理、洗濯、掃除、買い物、等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスは利用者を対象としたものに限られ上記生活援助の場合、利用者以外の方の食事準備、衣類等の洗濯、買い物、利用者の居室以外の掃除はできない。 ・調理の中でも、きざみ食、ミキサー食、糖尿食等の特別食、医療食、治療食は介護保険法のサービス区分上、身体介護として取り扱われる。 									
サービスの ご利用について	<p>(1)サービス提供上必要な場合を除き、利用者の現金を預かることはしない。</p> <p>(2)利用者の預金通帳、印鑑、その他有価証券等を預かることはできない。</p>									
利用料金	<p>指定訪問介護、介護予防・日常生活支援事業第一号訪問事業の利用料の額は介護保険法その他関係法令が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは本人負担分となります。</p> <p>(利用者負担額減額申請されている方はこの限りにあらず) 介護保険の給付の範囲を超えた分に関しては全額自己負担していただきます。</p>									
交通費	<p>(1)事務所→利用者宅</p> <p>前記に記載されているサービス提供地域の方は無料</p> <table border="0" data-bbox="550 1429 1295 1568"> <tr> <td>それ以外の方</td> <td>公共交通機関利用</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車で片道 20 km未満</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車で片道 20 km以上</td> <td>600 円</td> </tr> </table> <p>(2)利用者宅→病院への薬の受け取り、買い物等ご利用者の委託を受けて行動する場合の移動の交通費は1 kmあたり 30 円を利用者に負担していただきます。</p>	それ以外の方	公共交通機関利用	実費		車で片道 20 km未満	300 円		車で片道 20 km以上	600 円
それ以外の方	公共交通機関利用	実費								
	車で片道 20 km未満	300 円								
	車で片道 20 km以上	600 円								
キャンセル	<p>利用者の都合によりサービスのキャンセルをした場合は下記の料金をいただきます。</p> <table border="0" data-bbox="518 1814 1455 1904"> <tr> <td>サービス利用日の前営業日の 17 時までにご連絡の場合</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>ご連絡のない場合 1,000 円</td> </tr> </table> <p>利用者の容態の急変等、緊急かつやむを得ない場合、キャンセル料は無料。</p>	サービス利用日の前営業日の 17 時までにご連絡の場合	無料	〃	ご連絡のない場合 1,000 円					
サービス利用日の前営業日の 17 時までにご連絡の場合	無料									
〃	ご連絡のない場合 1,000 円									

苦情相談窓口	事業所に設置された 苦情相談窓口	訪問介護 あ い 電話 (058)372-3071 受付時間 月～金曜日 8:30～17:00 担当者 森下 裕之
	行政機関その他 苦情相談窓口	岐阜県国民健康保険団体連合会 岐阜市藪田南 5-4-12 TEL (058)275-9826 介護保険課 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
		各務原市役所 各務原市那加桜町 1-69 TEL (058)382-1778 高齢福祉課 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
緊急時時の 対応	<p>事業者、サービス従事者は、サービス提供時の利用者の症状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに緊急連絡先や主治医に連絡する等の措置を講じます（あらかじめ指定された対応がある場合はそれに沿って対応します）。</p> <p>サービス提供時に事故が発生した場合は、上記の対応とともに、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ事業所に報告します。</p>	
秘密の保持	<p>事業者、サービス従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。なおサービス担当者会議において利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ利用者、当該家族の同意を個人情報利用同意書により得ます。</p>	
虐待防止	<p>令和6年度末までに、虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止対策を検討する委員会を設置する。</p>	
衛生管理	<p>感染症等の予防のため、サービス従事者の清潔の保持のための指導、物品の管理を行い、従業者の健康状態について必要な管理を行う。</p>	